

✚ 貨物概要

甲が革、本底がゴムから成る履物。

足入れ口部分にアキレス腱等の保護パッドがあり、甲の一部が本底材との一体成型により補強されている。

本底表面にすべり止め成型が施されている。

テニス用として使用される。

✚ 分類

関税率表第 6403.99 号－１－(1)（統計番号 6403.99-011）の体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

✚ 分類理由

本品は、関税分類例規第 2 編国内分類例規「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」のⅡの表の 1 に規定された「平底靴」（※）に該当するため、上記のとおり分類されます。

（※） 1 平底靴（レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。）

下記（1）から（3）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの

（1）本底の表面がすべり止め成型されているもの

（2）甲の爪先部分若しくは踵部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの

（3）甲締め部分が紐締めのもの又は甲締め部分にマジックテープを使用しているもの

（参考）国内分類例規「64.03 項～64.05 項 2. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物等の解釈について」(3)－イ：

平底靴の認定に当たっては、上記（国内分類例規 64.03 項～64.05 項の）1. において形状、機能等を総合的に判断することとされているが、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当するもの

は体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物と認定して差し支えない。

(イ)～(ハ) (省略)

(ニ) 足入れ口部分にアキレス腱等を保護するための加工が施されているもの



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)